

「証券決済制度改革推進会議」(第5回)議事要旨

- 【開催日時】 平成16年11月25日(木)午後1時30分～2時55分
- 【場 所】 日本証券業協会 第1会議室
- 【主な議題】
1. 「口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関する条約」(いわゆるヘグ条約)の検討状況の報告について
 2. 株券不発行制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループの検討状況について
 3. (株)証券保管振替機構における検討状況について
 4. (株)日本証券クリアリング機構における現況について
 5. (株)日本国債清算機関における検討状況について
 6. 「証券決済制度改革の推進に向けて」(報告書)のマイルストーンの修正について
 7. その他
 - (1) 株券不発行制度に係る政省令の検討状況について
 - (2) 「株券不発行制度下の株主管理に関するアンケート調査結果」の報告について(日本経済団体連合会)

【議事要旨】

1. 「口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関する条約」(いわゆるヘグ条約)の検討状況の報告について

前回に引き続き、ヘグ条約について意見交換が行われた。

また、日本証券業協会においては、主な本推進会議のメンバー会社とカスタディ業務等を行う実務関係者により、実務面からヘグ条約について意見交換を行ったので、その状況について報告が行われた。同協会からの主な報告概要は以下のとおり。

(日本証券業協会からの報告概要)

我が国政府がヘグ条約を批准する場合には、同条約が、口座管理機関において間接保有する証券の「譲渡」や「担保権の設定」に係る『物権的な側面』に関する準拠法の決定ルールとして、現行の法例第10条では対応できない部分が解決され、

「一歩前進することになる」と、一定の前向きの評価を得るに至った。

一方、我が国政府が同条約を批准しても、条約の目的からして、証券決済に係る実務のすべての問題が解決されるものではないことも共通に理解された。

なお、これまでに寄せられた「実質法に関する意見・質問等」については、「ヘーグ条約とは直接関係のない問題であり、従来から存在する問題」ではあるものの、国際的な証券業務を行う口座管理機関等においては、引き続き、重要な検討課題であることから、UNIDROIT 等における実質法に関する検討状況をフォローしつつ、必要に応じて、国内法の改正を含め、個々に又は集団的に検討を行うことが考えられる。

2．株券不発行制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループの検討状況について

事務局から、株券不発行制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループにおける検討状況（各メンバーの検討体等における検討状況、実務界としての一斉移行日の決め方、新制度移行に向けた周知・啓蒙の活動状況等）について報告を行った。

3．(株)証券保管振替機構における検討状況について

(株)証券保管振替機構の下で各種の検討が進められているので、現在の進捗状況について同社担当者から大要以下の報告が行われた。

○報告概要

(1) 株券等の一般振替 D V P の状況について

本年 5 月 17 日より、株券等の一般振替 D V P を開始し、当社の 100%子会社である「(株)ほふりクリアリング」が、清算機関として債務引受を遂行している。清算参

加者（銀行、信託銀行、証券会社）は62社であり、DVPによる振替件数は1日平均5万8千件程度、一般振替のうちDVPに移行したものは全体の約60%程度となっている。非DVPには、同一参加者の区分口座間の振替（取引所取引の決済を決済口で受けた後、顧客口等に振り替える等）や資産の預け替え等も含まれるので、それらを除いた実質的なDVP比率は80%程度と推測される。代金ベースでは、片道グロスの決済金額は、1日平均約9千億円がDVPで決済され、実際の資金決済は、参加者毎にネッティングした金額を日本銀行の当座勘定口座を通じて授受している。このネット後の金額は、1日平均で1千億円程度。グロスの金額と比較して12%程度に圧縮されている。

（2）決済照合システム関係（国債の取引についての照合機能の提供）

11月6日から、利用会社各社との接続テスト、総合テストを開始し、来年2月14日から照合機能の提供を開始する予定である。その後、㈱日本国債清算機関を交えた総合テストを実施し、同社の稼働開始（来年5月予定）に合わせ、債務引受認定結果その他の各種通知データの配信を含めて、本格稼働の運びとなる予定である。

（3）振替制度の整備（各種有価証券の電子化への対応）

短期社債（電子CP）振替制度の状況

制度開始から1年半が経過し、本年4月からは、短期外債とサムライ電子CPも取扱対象に追加している。現在、残高は約2兆円、本制度への同意発行者の数は69社となっている。手形CPにかかる印紙税優遇特別措置の期限が来年3月に迫り、それ以降は、コスト面で手形CPの発行が実質的に困難になると予想される。当社では、夏以降、発行者向け説明会を開催するなど本制度のPRに努めており、本制度の利用拡大に対応する利便性向上のための対策が必要と認識している。一般債の振替制度の開始（平成18年1月目途）に合わせて、DVP決済スキームのSTP化

その他のシステム・バージョンアップを図る予定である。

一般債振替制度の準備状況

一般債振替制度については、本年5月にシステム接続仕様書を公表し、来年8月からは、制度参加者とのテストを行う予定。平成18年1月10日の開始を目標に、鋭意準備作業を進めている。これと並行して、実務処理に関する検討も進行中であり、発行残高が200兆円もある多種多様な既発債券の振替債への移行を短期間に、かつ、円滑に行うための実務処理、新制度の下でのマーケットルールの策定などについて検討中である。

投資信託振替制度の検討状況

投資信託振替制度については、投資信託委託会社や受託銀行、販売会社など関係各位の協力をいただきながら検討を重ねてきた結果、本年9月に制度要綱を取りまとめ、10月下旬には制度概要についての説明会を開催した。現在は、制度要綱に基づき、実務面・システム面の検討を引き続き行っている。制度実施の目途は、平成19年1月を予定している。

株券の電子化への対応

株券の電子化について、当社としては、政省令検討会などにおいて、関係各業態のニーズを伺いながら、新たな法律に基づいた一連の業務がどのような形になるのか、その中で我々は何をすべきか、骨格のすり合わせを十分に行うことが重要であると認識している。その上で、実務の詳細を検討するために必要な具体的な課題を洗い出し、論点を整理し、検討の道筋を定めていきたい。併せて、制度の円滑な移行のためにも、一斉移行までの間に、株券の預託促進をできるだけ進めていただくことが不可欠であると考えている。

4. (株)日本証券クリアリング機構における現況について

(株)日本証券クリアリング機構における現在の状況及び今後の予定などについて、

同社担当者から報告が行われた。

○ 報告概要

(1) 1点目はジャスダック証券取引所との連携について。ジャスダックが来月に証券取引所化されると、証取法の定めにより、証券取引所の参加者は「信認金」を預託することが求められるが、今回、ジャスダックとその参加者との間の信認金又はその代用有価証券の受入・保管・返戻に関する事務を当社がジャスダックから受託することとし、ジャスダックの取引参加者は、当社を相手方としてその事務を行うこととなった。これにより、参加者の事務の効率化が期待される。当社では、(株)東京証券取引所の信認金について、当社の設立当初から同社からの事務受託という形で同様の業務を行っており、また、(株)証券保管振替機構の一般振替DVPに関連して、(株)ほふりクリアリングが清算機関として参加者に対して行うモニタリングについて、その業務の一部を(株)ほふりクリアリングから受託しており、来年稼働の(株)日本国債清算機関からも同様の業務を当社でまとめて行う方向で現在調整している。我々としては、これら既に受託している業務だけでなくそれ以外の業務についても、当社を共通の窓口とすることで事務の効率化が図られるのであれば積極的に対応していきたい。

(2) 2点目は、保振の一般振替DVP制度（今年5月スタート）の当社の取引所取引決済状況に対する影響について。同制度スタート後は、当社の決済に関する振替が早期に行われる傾向が顕著で、当社と参加者との間の振替終了率が90%に達する時間帯が、従前は12時前後であったところ10時頃と約2時間早期化している。つまり、取引所取引について見れば、当日の振替開始後約1時間でその日に予定されている振替がほぼ終了しているという状況である。この状況は、今後の更なるSTP化の促進や、将来の決済期間の短縮に向けての環境整備に繋がるものでもあり、当社として可能な連携・協力は継続して行っていくので、振替の早期化には引き続き御協力をお願いしたい。

(3)最後に、当社のアニュアルレポートについて。本年3月に稼働後初の決算期を迎え、今年9月に作成したものであり、設立の経緯のほか、決済機関との役割の違い、更には他の清算機関との関係についても解説しているので、必要に応じてお役立ていただきたい。

5. (株)日本国債清算機関における検討状況について

(株)日本国債清算機関では、現在、来年5月を目途とした国債店頭取引の清算業務の開業に向け、準備作業を進められている。同社の沖津社長から、現在の検討の進捗状況及び今後の予定などについて報告が行われた。

○ 報告概要

増資関係については、本年7月末現在で資本金及び資本準備金 30 億円弱、出資社数は33社、参加者は9月現在35社となっている。証券、銀行、仲介会社等、各業態にわたり、マーケットの主要なプレイヤーに参加いただけることとなった。

これまで、各種の特別委員会や専門委員会を開催し、各種実務的なテーマについて議論を深めてきた。また、照合機能の提供や参加者管理基準に基づくモニタリングについて、(株)証券保管振替機構や(株)日本証券クリアリング機構には大変お世話になっている。

現在は、業務方法書の作成や来年入り後の総合運転試験の準備など、来年5月に予定している開業に向けた準備作業を行っているところである。参加者やその他の関係者には、益々の御理解と御協力を賜りたい。

6. 「証券決済制度改革の推進に向けて」(報告書)のマイルストーンの修正について

一昨年11月、証券決済制度改革の実現に向けての全体像の明確化、検討課題の整理、改革のスケジュール(工程表)等について報告書を取りまとめ、適宜内容を

更新しているところであるが、本年6月以降の状況を反映するため、同報告書のマイルストーンについて一部内容の更新を行うこととし（主な修正点：短期社債振替制度の本格稼働が2006年1月稼働予定となったこと、投信振替制度の稼働が2007年1月目途とされたこと等）、修正版については、今後調整を行った上で証券決済制度改革推進センターのホームページに掲載することとなった（添付参照）。

7. その他

（1）株券不発行制度に係る政省令の検討状況について

金融庁の担当官より、株券不発行制度に係る政省令について、現在、主に、端数や名寄せの処理、外国人保有制限株式の取扱い等について、市場関係者等と検討を行っている旨、説明が行われた。

（2）「株券不発行制度下の株主管理に関するアンケート調査結果」の報告について

日本経済団体連合会の岩間委員から、株券不発行制度下の株主管理に関するアンケート調査結果の概要について説明が行われた（同調査結果の詳細については、旬刊商事法務 No.1710 の27頁以下を参照）。

以 上

○ お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター TEL. 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。